

## 危機対応業務に係る短期社債取引金融機関に関する追加の公募について

2009年4月2日

株式会社日本政策投資銀行

以下の通り、危機対応業務に係る短期社債取引金融機関の一部見直しに伴い追加の公募を実施する。

### 1. 危機対応業務に係る短期社債取引金融機関とは

株式会社日本政策投資銀行が、危機対応業務の指定金融機関として市場から短期社債を取得するにあたり、短期社債の販売や情報の提供を通じて、短期社債市場の機能低下により円滑な資金調達に支障を来している企業金融の再活性化につとめる金融機関を指す。

### 2. 応募要件

2008年4月1日から2009年3月31日までに発行された短期社債の取引実績を有する金融機関

### 3. 応募期間

2009年4月10日（金）17:00まで

### 4. 応募方法

参加希望者は、別添「危機対応業務短期社債取引参加に関する申請書」を上記応募期間内に当行に直接提出する。尚、2008年度取引先で見直しの対象となった金融機関であっても申請可能とする。

### 5. 選定方法

上記の参加に関する申請書を当行が審査した上で決定し、当行ウェブサイトで結果を公表する。

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社日本政策投資銀行

財務部 市場業務班 武者、松山

電話 03-6311-8575

以上